
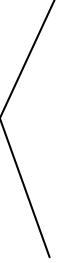


温泉法施行細則（平成八年東京都規則第六十八号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第十一条まで（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から第七号様式の三まで（現行のとおり）</p> <p>別記七号様式の四(表)（現行のとおり）</p> <div data-bbox="264 529 712 986" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(表)</p> <p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して<u>審査請求</u>をすることができ、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この決定があつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると<u>審査請求</u>をすることができなくなります。</p> <p>2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができ、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の<u>審査請求</u>をした場合には、当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができ、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該<u>裁決</u>の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> </div> <p>別記第七号様式の五から第十号様式まで（現行のとおり）</p> <p>別記第十一号様式(表)（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十一条まで（略）</p> <p>別記第一号様式から第七号様式の三まで（略）</p> <p>別記七号様式の四(表)（略）</p> <div data-bbox="1153 529 1556 992" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(表)</p> <p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都知事に対して<u>審査申立て</u>をすることができ、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この決定があつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると<u>審査申立て</u>をすることができなくなります。</p> <p>2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の<u>審査申立て</u>をした場合には、当該<u>審査申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができ、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> </div> <p>別記第七号様式の五から第十号様式まで（略）</p> <p>別記第十一号様式(表)（略）</p>
	

(第)

[教 示]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(第)

[教 示]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。